

令和 8 年 7 月 13 日

野々市市職員の懲戒処分について

野々市市総務部秘書課

野々市市では令和 8 年 7 月 1 日、次のとおり懲戒処分を行いました。

1 被処分者 地域政策部 主事

2 処分内容 減給 10 分の 1 6 箇月

3 処分年月日 令和 8 年 7 月 1 日

4 事案の概要

- ・令和 8 年 5 月 1 日、当該職員について「自分の戸籍情報が業務上の必要性がないにもかかわらず、閲覧・印刷されている可能性がある」と外部からの通報がありました。
- ・令和 8 年 5 月 8 日、戸籍情報連携システムの利用履歴を調査した結果、同年 4 月 10 日及び 22 日に、当該通報者の戸籍謄本を閲覧・印刷していた事実が判明しました。あわせて、適正な手続きである戸籍証明書等の交付申請書が提出されていないことも確認しました。
- ・令和 8 年 6 月 17 日、当該職員に聞き取りを行ったところ、私的な目的で当該通報者の戸籍謄本を閲覧・印刷していたことを認めました。

5 処分の理由

職務上の権限を濫用し、業務上の必要性がないにもかかわらず、私的な目的で特定の個人情報をも不適切に閲覧及び取得したことは、全体の奉仕者としてあるまじき行為であり、市職員としての信用を著しく失墜させるものであるため。

6 その他

本件の管理監督責任を問い、所属長である課長を厳重注意処分としました。

【市長コメント】

個人情報の保護を厳守し、市民の皆様の権利を守るべき立場にある市職員が、その職責を著しく逸脱し、個人のプライバシーを侵害したことを深くお詫び申し上げます。

今後、全職員に対して改めて公務員倫理の徹底と個人情報保護への意識改革に取り組むことで、再発防止に努めてまいります。